### ARIB標準規格(ARIB STD-B8) 一部改定に係る差替版

本差替版はARIBSTD-B81.0版から1.1版への改定に伴い変更されたページを収録したものです。

### 社団法人 電 波 産 業 会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル14階

電話 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103

#### ARIB STD-B8 1. 1版 差替案内

削除する頁	追加する頁	備考
表紙	表紙	差替
5	5	差替
	1.1 版改定履歴表	追加
奥付	奥付	差替



# テレビジョン放送番組素材伝送用 多値 FM 変調方式

MULTILEVEL DIGITAL FM MODULATION FOR TELEVISION PROGRAM CONTRIBUTION

# 標準規格

ARIB STANDARD

[一部改定版] ARIB STD-B8 1.1 版

平成 9年3月25日 策 定 平成17年11月30日 1.1改定

社団法人 電 波 産 業 会 Association of Radio Industries and Businesses

#### 2.6.2 送信周波数許容偏差

各周波数帯における送信周波数の許容偏差を表7に示す。

表 7 送信周波数の許容偏差

周波数帯	送信周波数許容偏差
A-E バンド	100×10-6以下
F-G バンド	300×10-6以下
800MHz 帯	20×10-6以下

#### 2.6.3 空中線電力

送信空中線電力は5W以下とする。但し、F3からF7のチャンネルについては0.5W以下とする。

#### 2.6.4 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

2.6.4.1 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値 (無線設備規則別表第 3 号 2(1)) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を表 8 に示す。

表 8 スプリアス発射強度の許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリアス 発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発 射の強度の許容値
A-G バンド	100 µ W 以下	50 µ W 以下
800MHz 帯	25 µ W 以下	25 µ W 以下

ただし、経過措置がある。(無線設備規則(平成17年8月9日総務省令第119号)附則による。)

#### 2.6.4.2 平成 17 年 12 月 1 日以前の無線設備規則に基づく許容値

スプリアス発射強度の許容値を表9に示す。

表 9 スプリアス発射強度の許容値

周波数帯	スプリアス発射強度の許容値
A-G バンド	100 µ W 以下
800MHz 帯	25 µ W 以下

(ARIB STD-B8 1.0 版)

## 1.1 版 改 定 履 歴 表

頁	番号	改 定	現行	改定理由
頁 5	番号 2.6.4	改定   定   2.6.4   スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値   2.6.4.1 平成 17年 12月 1日以降適用される許容値 (無線設備規則別表第 3号 2(1))   スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を表 8 に示す。   表 8 スプリアス発射強度又は不要発射の強度の許容値   周波	2.6.4 スプリアス発射強度の許容値 スプリアス発射強度の許容値を表 8 に 示す。 表 8 スプリアス発射強度の許容値 周波数帯 スプリアス発射 強度の許容値 A-G バンド 100 μ W 以下 800MHz 帯 25 μ W 以下	改等(ア係う定備改スス)改出のでは、日本のでは

## テレビジョン放送番組素材伝送用 多値 FM 変調方式 標 準 規 格

ARIB STD-B8 1.1 版 (差替版)

平成 9年 3月 1.0 版第1 刷発行 平成 17年 11月 1.1 版第1 刷発行 (一部改定に係る差替版)

発 行 所

社 団 法 人 電 波 産 業 会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル14階

> 電 話 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103



# テレビジョン放送番組素材伝送用多値FM変調方式

Multilevel Digital FM Modulation Method for Television Program Contribution

# 標 準 規 格 ARIB STANDARD

ARIB STD-B8 1.0版

平成9年3月25日 1.0版 策 定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

#### まえがき

社団法人電波産業会は、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送 事業者及びその他利用者の参加を得て、各種の電波利用の無線通信設備、放送受信設備に 係わる標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と併せて、無線通信設備や放送受信設備の適正品質、互換性の確保等、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は「テレビジョン放送番組素材伝送用多値 FM 変調方式」について策定した もので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器 製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、利用者等利害関係者の参加を得 た当会の規格委員会の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

## 目 次

### まえがき

第 1	章 -	-般事項	1
1.	1 目	的	1
1.	2 適	用範囲	1
第2	章	<b>5</b> 値 FM 変調方式 ····································	2
2.	1 直	列/並列変換	2
2.	2 グ	レーコード符号化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	3 ビ	ットレート	3
2.	4 変	調パラメータ	3
2.	5 多	值 ASK 信号 ······	4
	2.5.1	信号電圧 ·····	4
	2.5.2	多値 ASK 信号に対する周波数特性の許容偏差 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2.5.3	出力コネクタ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.	6 送	信高周波部許容値	4
	2.6.1	占有周波数带幅 ······	4
	2.6.2	送信周波数許容偏差	5
	2.6.3	空中線電力	5
	2.6.4	スプリアス発射強度の許容値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
解説	į		
1	多值	FM 方式の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
2	最大	ビットレート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	変調	パラメータ	6
4	信号	電圧と公称最大周波数偏移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7